

第2回亙理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和3年2月24日(水) 午後1時30分から午後2時57分

2. 会議の場所 亙理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(15名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	3番	遠藤圭一
4番	渡邊喜徳	5番	日下昭一	6番	佐藤利洋
7番	安住政男	8番	齋藤桂子	9番	丸子清
10番	菊池淑郎	11番	安住郁子	12番	齋精一
13番	浅川文義	14番	片平洋之	15番	伊藤富敏

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

16番	古真真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	24番	棟形和徳
25番	南條栄一	26番	東條茂	27番	小野忠良
28番	鈴木茂利	29番	末木清一	30番	千葉義昭

4. 欠席者

(1) 農業委員(なし)

(2) 農地利用最適化推進委員(なし)

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第6 第5号議案 非農地証明願いについて

日程第7 第6号議案 令和2年度第11号亙理町農用地利用集積計画(案)について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、庶務班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第2回亘理町農業委員会総会を開会いたします。なお、今回は総会での議案審議が初めての方もおりますので、事務局より総会の流れについて説明をお願いいたします。

事務局長 (総会の流れについて説明)

議長 次に、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 (経過報告書朗読及び補足説明)

議長 次回の総会までの日程については、3月16日に亘理と逢隈で地区委員会、3月17日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しており、総会は3月23日の予定でございます。

審議に先立ち、亘理地区委員会正副委員長の互選についての報告をさせていただきます。このことについては、1月29日に開催された第1回総会の第2号議案で、亘理地区以外の地区委員会正副委員長は、互選により決定しておりますが、亘理地区委員会については、欠席委員がいたことから保留としていたものです。その後、亘理地区委員会から正副委員長が互選により決定した旨の報告がありましたので、その旨、皆様に報告するものです。亘理地区委員会委員長は、鈴木周吾委員。副委員長は佐藤利洋委員がそれぞれ選出されております。以上です。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、3番、遠藤圭一委員、4番、渡邊喜徳委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。なお、第1号議案については、委員本人に関する案件があることから、農業委員会等に関する

る法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承ください。それでは、荒浜地区委員会より説明をお願いします。

1 番 (順位1番から順位2番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

14 番 (順位3番から順位4番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位5番について議案書朗読及び補足説明)
議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

21 番 順位4番の許可申請書には契約期間が永久とされているが、どういうこと。

高橋主事 貸し借りの場合の期間を記載する欄ですが、本件は売買なので空欄でもよいのですが、永久でも間違いではありません。

21 番 間違いではないのですね。

高橋主事 間違いではありません。

議長 よろしいですか。

21 番 はい。

議長 そのほかございませんか。

(発言なし)

議長 無ければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書の案件について採決いたします。案件ごとに採決しますのでよろしく申し上げます。順位1番について採決します。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。

次に、順位2番について採決を行います。なお、関係者である5番、日下昭一委員は一時退席願います。

(5番退席)

- 議 長 順位 2 番について許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 2 番については、許可することに決定します。退席していた委員は着席してください。
(5 番着席)
- 議 長 次に、順位 3 番について採決を行います。順位 3 番について許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 3 番については、許可することに決定します。
次に、順位 4 番について採決を行います。なお、関係者である 30 番、千葉義昭推進委員は一時退席を願います。
(30 番退席)
- 議 長 順位 4 番について許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 4 番については、許可することに決定します。退席していた委員は着席願います。
(30 番着席)
- 議 長 次に、順位 5 番について採決を行います。順位 5 番について許可する事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第 1 号議案の順位 5 番については、許可することに決定します。以上で第 1 号議案の審議を終了いたします。
日程第 3、第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、審議してまいりますので、よろしく願いいたします。それでは亙理地区委員会より説明をお願いします。
- 2 番 (順位 1 番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。
- 高橋主事 4 条申請について補足説明します。4 条申請は自己所有農地を転用するものです。今回の場合、所有者が自分の田を太陽光発電事業に使用するための許可申請となります。この土地の農地区分は第 3 種農地に

なります。都市計画法の用途区域に含まれることから、第3種農地に区分され、農地転用が差し支えない場所となっています。

議長 ありがとうございます。ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 無ければ第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請書の案件について採決いたします。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了いたします。日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。なお、第3号議案については、委員の同居家族に関する案件があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって、採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは亙理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位4番から順位6番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第3号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。

30番 順位1番の転用事由である特定建築条件付宅地造成について説明をお願いします。

議長 事務局から説明願います。

高橋主事 宅地造成だけの場合は、ご存知のとおり宅地にするための造成だけであり、家を建てようとする人に売るものです。宅地造成を転用事由とする場合は用途区域内でしかできませんが、特定建築条件付宅地造成については、指定された業者が建物を建築することを条件に、用途区域以外でも転用可能となるものです。この案件の場合は、譲受人の2者が、造成と指定された業者としての建築をそれぞれ行うこととしています。

議 長 今回の説明でよろしいでしょうか。

30 番 はい。

議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位2番について採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位3番について採決を行います。なお、関係者である6番、佐藤利洋委員は一時退席願います。

(6番退席)

議 長 順位3番について許可相当する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。退席していた委員は着席願います。

(6番着席)

議 長 次に、順位4番について採決を行います。順位4番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位5番について採決を行います。順位5番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位5番については、許可相当とすることに決定します。次に、順位6番について採決を行います。順位6番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。日程第 5、第 4 号議案の前に、事務局より資料訂正の申出があります。
- 高橋主事 第 4 号議案について議案書の訂正をお願いします。まず、順位 6 番から順位 8 番については、地区名が互理と記載していますが、逢隈に訂正願います。次に、順位 6 番の当初計画の地目が田となっていますが、畑に訂正願います。その他、順位 8 番の筆数が合計で 1 筆となっていますが、2 筆に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。
- 議 長 日程第 5、第 4 号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より一括して説明を頂き、採決することといたします。それでは、互理地区委員会より説明をお願いします。
- 2 番 (順位 1 番から順位 5 番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会からお願いします。
- 10 番 (順位 6 番から順位 8 番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。第 4 号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。
- 高橋主事 補足いたします。今回変更の申請があった 8 件は、全て同じ(申請者)から出されているものです。令和 2 年 6 月以降の許可にかかるものですが、8 件全て未着手のため、計画期間にできないものについて全て変更手続きするよう宮城県から指導があったものです。今後、この(申請者)から新たな転用申請があっても、今回変更手続きをした箇所の着手状況によって受理の可否を判断することとなります。
- 議 長 ご質問ありませんか。
- 30 番 変更した期間で完了できない場合は再延長になりますか。
- 高橋主事 許認可は県なので、宮城県と協議することとなります。
- 議 長 今の回答でよろしいですか。
- 30 番 はい。
- 議 長 ほかにご質問はありませんか。

(発言なし)

- 議 長 なければ、第 4 号議案、農地転用事業計画変更承認申請関係の案件について採決いたしますが、第 4 号議案に係る 8 件の案件は、申請人と

変更理由が全て同じであることから、一括して採決してよろしいかお諮りします。

(異議なしの声)

議 長 異議ないものと認め、第4号議案については順位1番から順位8番までを一括して採決いたします。第4号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議の順位1番から順位8番について、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第4号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議の順位1番から順位8番については、許可相当とすることに決定します。

日程第6、第5号議案、非農地証明願いについてを議題とします。各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番から順位3番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

1 4 番 (順位4番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

1 0 番 (順位5番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問等ありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、第5号議案、非農地証明願いの案件について、採決いたします。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位1番については、承認することに決定します。次に、順位2番について採決を行います。順位2番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位2番については、承認することに決定します。次に、順位3番について採決を行います。順位3番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位3番については、承認することに決定します。次に、順位4番について採決を行います。順位4番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位4番については、承認することに決定します。次に、順位5番について採決を行います。順位5番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案の順位5番については、承認することに決定します。以上で第5号議案の審議を終了いたします。

日程第7、第6号議案、令和2年度第11号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 第6号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第6号議案、令和2年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第6号議案、令和2年度第11号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。委員及び推進委員の皆様から何かございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項1件、事務連絡が4件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告があった。その他、秘密保義務、農地利用最適化推進研修会、全国農業新聞の購読、及び農業委員会名簿、活動

記録セットについての事務連絡の後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時57分